

岩手県告示第259号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）別表第4の26の13の項に規定する介護サービス情報調査手数料の収納に関する事務を令和7年4月1日次の者に行わせることとした。

令和7年4月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 受託者                          |                        |
|------------------------------|------------------------|
| 住 所                          | 名 称                    |
| 岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目4番16号 やまのえんビル1階 | 特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会 |